

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、令和3年9月1日付け大臣官房危機管理官事務連絡において、11月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知予定であるとされていたところです。

令和3年9月30日をもって27都道府県全てにおいて緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除となり、解除後1か月間については、催物の開催制限等について人数上限を5,000人又は収容定員50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きい方という経過措置が適用されているところ、先月末をもって経過措置が終了となったことも踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行者等に対しまして、11月1日以降も現行の催物の開催制限等を維持するとともに、27都道府県については、経過措置の終了に伴い、人数上限を5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方（注）とする様周知をお願いいたします。

なお、催物の開催制限等については、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年9月28日）決定）における「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。」という方針の下、現在見直しを行っていること、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

注：会場の規模が20,000人以上の場合、10,000人以上が入場する催物の開催が可能となる。

【添付資料】

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」

(別添別紙1) 感染状況に応じたイベント開催制限等について (11/1～当面の間)

(別添別紙2) イベント開催時の必要な感染防止策

(参考) 令和3年10月28日新型コロナウイルス感染症対策分科会 (第9回) 資料「イベント開催制限等のあり方について」